

「区へ加入しなければなりません」という規定を実効あるものにするために、必要と思われる施策や取組みについて、以下のようなご意見をいただきました。

これらにつきましては、次回の第4回討議会ではなく、別途、議論する機会を設けさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

討 議 員 か ら の ご 意 見

各区は、それぞれ独自の活動をしていると共に、市の各種公益的業務についても、ご承知の通り太い連携のもとで遂行しています。

(例示：市に関する各種役員の選出と活動、市道等建設事業等の申請、各種調査依頼対応、市道等クリーン事業の実施、ゴミ資源物搬出管理、外灯・消火栓等公共設備管理、健康福祉活動推進 etc)

言葉を換えれば、市民生活（小諸市）＝区民生活（区）と言うことであり、小諸市へ転入した場合、生活の場となる「区」の自治会に加入するのは、当事者の生活環境を維持するために不可欠です。

「在住者の区への加入義務→まちづくりへの参加の権利→行政と区が連携した自治の発展」

現状では、小諸市へ転入する住民に対し、その説明が不十分であると思います。

市民課での転入手続き時に、区の自治会へ入る事の必要性を十分説明していただき、どの区へ入るか、その連絡先等も案内していただきたい。

そのためには、「説明事項の標準化」と「市と区が十分連携をとる」ことが、スムーズに区へ加入することにつながると思います。

命題については、7月26日の討議会で各グループで出た意見と、今回のレポートから出てきた提案を整理する。

整理することにより、見過ごしてきたことが見えてきたり、さらに、時間を置いて、推敲の場を設けることにより、一層充実した内容になる。

また、推敲は一度ならず適宜行い、なお一層磨かれたものとする。

【追記】

区への加入は高齢化が進むさなか、地域の対応として必然的な要求から生まれたことを銘記すべきである。

○区への加入は、原則義務とする。

○加入の条件として、区費を納めることをもってする（減免要件も必要）。

○区への加入に行政が支援する体制づくり

1. 転入者に説明する。

1. 区の境界をはっきり示す。

1. 原則、住んでいる地域の区に加入する。二重加入も可能とする。

1. 区民名簿の情報を提供する。

○区の活動に対する財政的支援を、明朗なわかりやすい形で示す。

○区長や区の役員、組織の情報を公開する。

○市からの配布物は、区に委託されているので区に加入しないと配布されない。

○ゴミの収集は市で行うが、集積所の管理は区で行っているため、区には入らないと集積所にゴミを置くことができない。（集積所の前で、直接、収集車に渡さなくてはならない）

○自治会内の防犯灯のある道を、夜間は、歩行することができない。（防犯等の維持管理は区が行うため）

以上を分かりやすく周知徹底していただきたい。

区への加入のメリット、デメリットをはっきりとさせてほしい（分かりやすく行政の責任で）。

区について、きちんと考えていくためには、分科会のような検討機関が必要だと思います。

各区が抱えている問題の洗い出しと共有

↓

○区画の整備

○ルールづくり

運営の標準化

- ・ 区費、その他（寄付金、出不足金制度等）
- ・ 区長と役員の役割
- ・ 文化の継承

公開と公平性、透明性

- ・ 「区に加入」してもらうためにやること
- ・ どうやって自治意識を根付かせていくのか

「市の執行機関」「市民活動団体」「事業所」と「区」は対等であるはず。

（でなければ『協働』にはならない。）

まずは、各区のまちづくり。

まず、該当者に知らせる必要がある。

小諸市への転入者や市内の移動者に対しては、市民課にて所属の区名と区長の連絡先を伝えて加入の要請を行う。その時加入の意志表示があれば、区長に氏名と住所を連絡して加入の受け入れ準備と加入のフォローをしてもらう。

又、未加入者に関しては、区長と連携して未加入者（未加入世帯）名簿を作成する。

市役所から未加入者に対して、加入の誘いや手引書を郵送する。

地域に住む市役所職員と区長（区の代表者）は、未加入者に対して加入の要請を実施する。

市役所職員・区長に、区の加入に関しての教育や勧誘のテクニックを教授する。

一回では無理なので、継続して勧誘出来る体制を構築する必要がある。

「加入する権利」は「加入しない権利」とその裏側に随伴していると思う。

そのうえで、市民一人ひとりが選択して、区へ加入し、その人の出来る範囲で活動することが自治の基本だろう。

これまで小諸市では、「加入しなければなりません」と強制しながら、積極的な取組みが見られなかったのが実状だ。

むしろ文言は「加入する」として区への加入を奨励することが大切だ。

小諸市への転入者へは、市の窓口で勧めることはもちろん、各区にあつては、区費納入のお願いや各催事の案内などを通じて、加入を働きかけていくことだろう。

また、支え合いマップの作成など、非常時に備えた取組みなども説明し、地縁で結ばれた人々が支えあうことが、やがては本人のためになることを話し理解していただくことが大切だと思う。

- ・ 区境界線の明確化。（明確に出来ない場合は、隣接区で申し合わせ事項などの確認ができないか）
- ・ 転入時において、市民課での窓口対応マニュアルの作成。
- ・ 各区の概要台帳を作成し、転入者に当該区の資料を渡す。
 - 区長、会計、公民館長、育成会長など主要な役員の名簿と連絡先
 - 区費等の負担額と払い込み方法
 - 区の主な事業の概要など
- ・ 転入者に窓口で「小諸市自治基本条例」を渡す。

- ・ 転入者には転入時に住む地区について説明をする。それに合わせて、全地区の紹介パンフレットなど作成し、市民課にてしっかり理解をしてもらえるよう説明していく。
- ・ 加入していない世帯には、どうして入らないのか理由を聞く事も大切かと思います。一方的に加入をせまらず、しこりをほぐしていかないと無理かとも思います。